

令和5年度

川越市補正予算書

一般会計
特別会計

(令和5年8月30日提出)

目

次

* 一般会計補正予算（第4号）	1 頁
（特別会計）	
* 国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	1 1 頁
* 介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	1 3 頁
* 水道事業会計補正予算（第1号）	1 5 頁
* 公共下水道事業会計補正予算（第1号）	1 9 頁

議案第69号

令和5年度川越市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度川越市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 987,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126,378,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年8月30日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		449,621	△32,662	416,959
	1 地方特例交付金	449,621	△32,662	416,959
11 地方交付税		2,552,563	143,106	2,695,669
	1 地方交付税	2,552,563	143,106	2,695,669
15 国庫支出金		25,120,874	156,878	25,277,752
	2 国庫補助金	5,197,165	156,878	5,354,043
19 繰入金		4,471,772	△3,966,872	504,900
	1 基金繰入金	4,291,053	△3,966,872	324,181
20 繰越金		1,000,000	4,613,603	5,613,603
	1 繰越金	1,000,000	4,613,603	5,613,603
22 市債		7,123,700	73,110	7,196,810
	1 市債	7,123,700	73,110	7,196,810
歳入	合計	125,391,307	987,163	126,378,470

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,519,278	397,404	10,916,682
	1 総務管理費	8,291,836	307,404	8,599,240
	2 徴税費	1,201,416	90,000	1,291,416
3 民生費		56,661,845	60,651	56,722,496
	1 社会福祉費	27,682,648	22,316	27,704,964
	2 児童福祉費	21,042,809	36,960	21,079,769
	3 生活保護費	7,934,305	1,375	7,935,680
4 衛生費		16,273,657	5,478	16,279,135
	1 保健衛生費	7,401,385	5,478	7,406,863
7 商工費		1,337,770	261,505	1,599,275
	1 商工費	1,337,770	261,505	1,599,275
8 土木費		8,958,112	118,500	9,076,612
	2 道路橋りょう費	2,511,270	98,500	2,609,770
	4 都市計画費	4,603,430	20,000	4,623,430
10 教育費		14,070,839	143,625	14,214,464
	2 小学校費	1,591,633	34,090	1,625,723
	3 中学校費	1,353,237	28,285	1,381,522
	4 高等学校費	775,620	4,587	780,207

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 社 会 教 育 費	3,035,823	76,663	3,112,486
歳 出	合 計	125,391,307	987,163	126,378,470

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 費	川 越 ま つ り 会 館 運 営 管 理	149,160 千円

第3表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
川越市立芳野中学校エレベーター改修工事	令和6年度	28,000千円	令和6年度	38,400千円

第4表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業費	千円 111,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合体育館 設備改修 事業費	千円 3,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 18,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
陸上競技場 改修事業費	19,800	同 上	同 上	同 上	33,900	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路環境 整備事業費	千円 261,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 276,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校 施設整備 事業費	47,000	同 上	同 上	同 上	49,300	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政 対策債	千円 750,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融資条件 により、銀行その他 の場合にはその債 権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間 は2年以内とし、本 市財政の都合によ り償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換 えすることができる。	千円 665,110	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融資条件 により、銀行その他 の場合にはその債 権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間 は2年以内とし、本 市財政の都合によ り償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換 えすることができる。

議案第70号

令和5年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,491,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		350,000	30,000	380,000
	1 繰越金	350,000	30,000	380,000
歳入合計		32,461,500	30,000	32,491,500

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		41,094	30,000	71,094
	1 償還金利息及び還付加算金	40,693	30,000	70,693
歳出合計		32,461,500	30,000	32,491,500

議案第71号

令和5年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 740,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,076,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		80,000	740,351	820,351
	1 繰越金	80,000	740,351	820,351
歳入合計		26,336,200	740,351	27,076,551

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		270,383	28	270,411
	1 総務管理費	30,870	28	30,898
4 基金積立金		3,179	475,791	478,970
	1 基金積立金	3,179	475,791	478,970
5 諸支出金		127,528	264,532	392,060
	1 償還金及び還付加算金	6,050	264,532	270,582
歳出合計		26,336,200	740,351	27,076,551

議案第72号

令和5年度川越市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度川越市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等 事業費	3,376,172千円	△85,900千円	3,290,272千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	6,970,680千円	△7,810千円	6,962,870千円
第2項 営業外収益	460,793千円	△7,810千円	452,983千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,900,958

千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,294千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額205,969千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,288,709千円及び当年度分損益勘定留保資金1,038,986千円で補填するものとする。)」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	4,066,869千円	△85,900千円	3,980,969千円
第1項 建設改良費	3,388,168千円	△85,900千円	3,302,268千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資 本 支 出	1 建 設 改 良 費	新宿浄水場 配水ポンプ 設備更新事業	千円		千円	千円		千円
			149,050	令和5年度	89,400	149,050	令和5年度	59,600
				令和6年度	59,650		令和6年度	29,800
					令和7年度		59,650	
		356,070	令和5年度	213,600	393,800	令和5年度	157,500	
			令和6年度	142,470		令和6年度	78,700	
			令和7年度	157,600				

令和5年8月30日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第73号

令和5年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度川越市公共下水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ関第一雨水ポンプ場進相 コンデンサ取替修繕	令和5年度から令和6年度まで	12,670千円

令和5年8月30日提出

川越市長 川 合 善 明

